

安全保障貿易管理の制度について

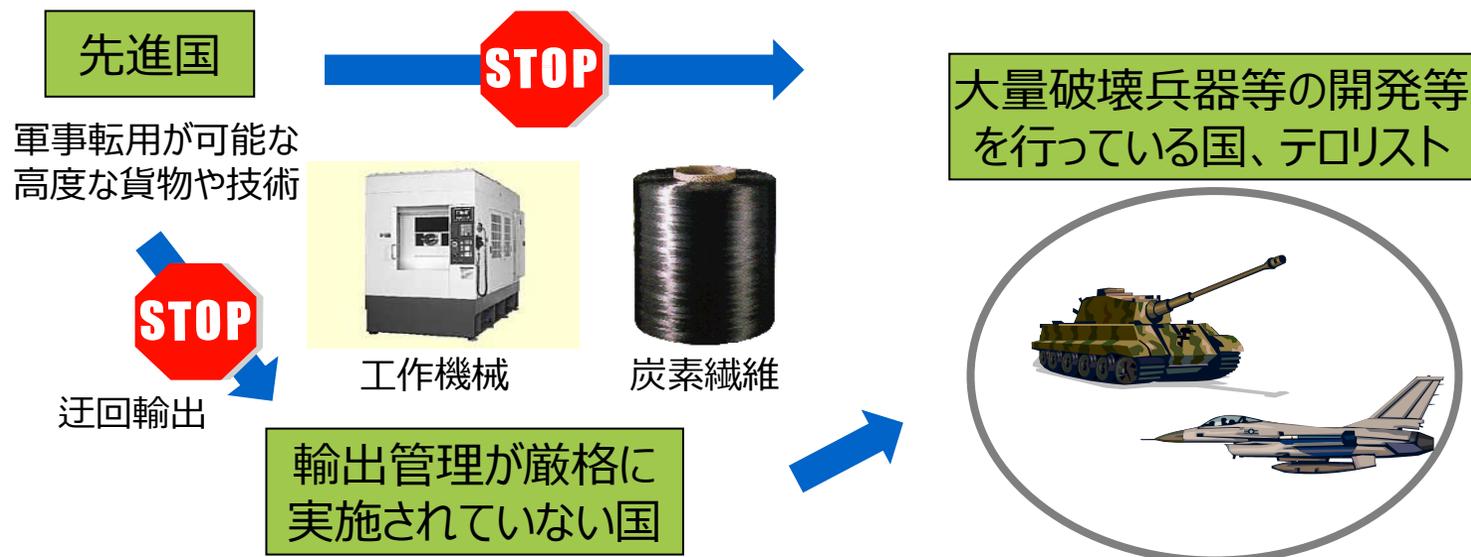
令和 4 年 4 月
経 済 産 業 省
安全保障貿易管理課

① 安全保障貿易管理とは

安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器及びミサイル等の大量破壊兵器の運搬・散布装置をいう

※2 「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

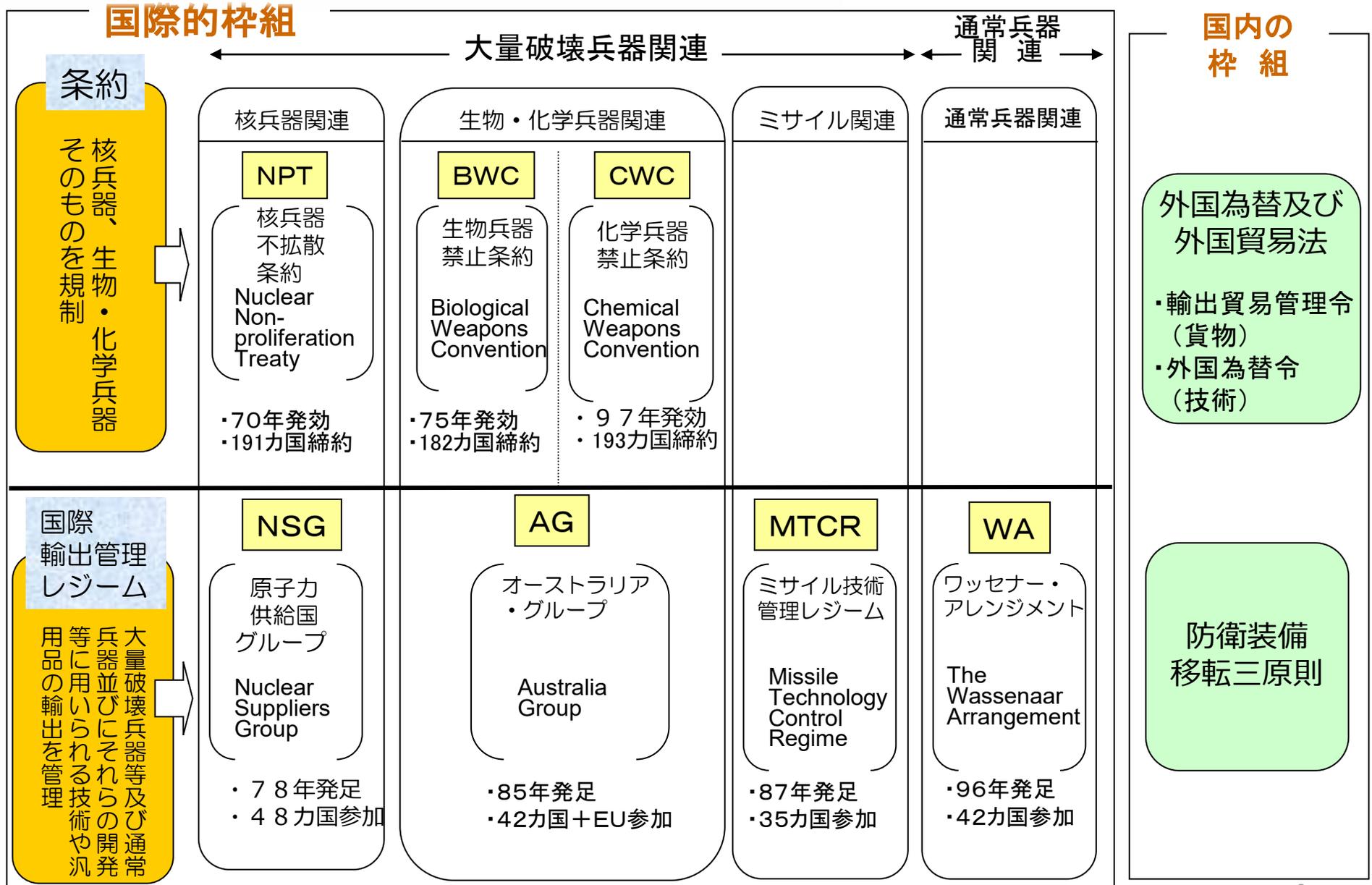
※3 「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

汎用品の懸念用途への転用例

民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれ

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

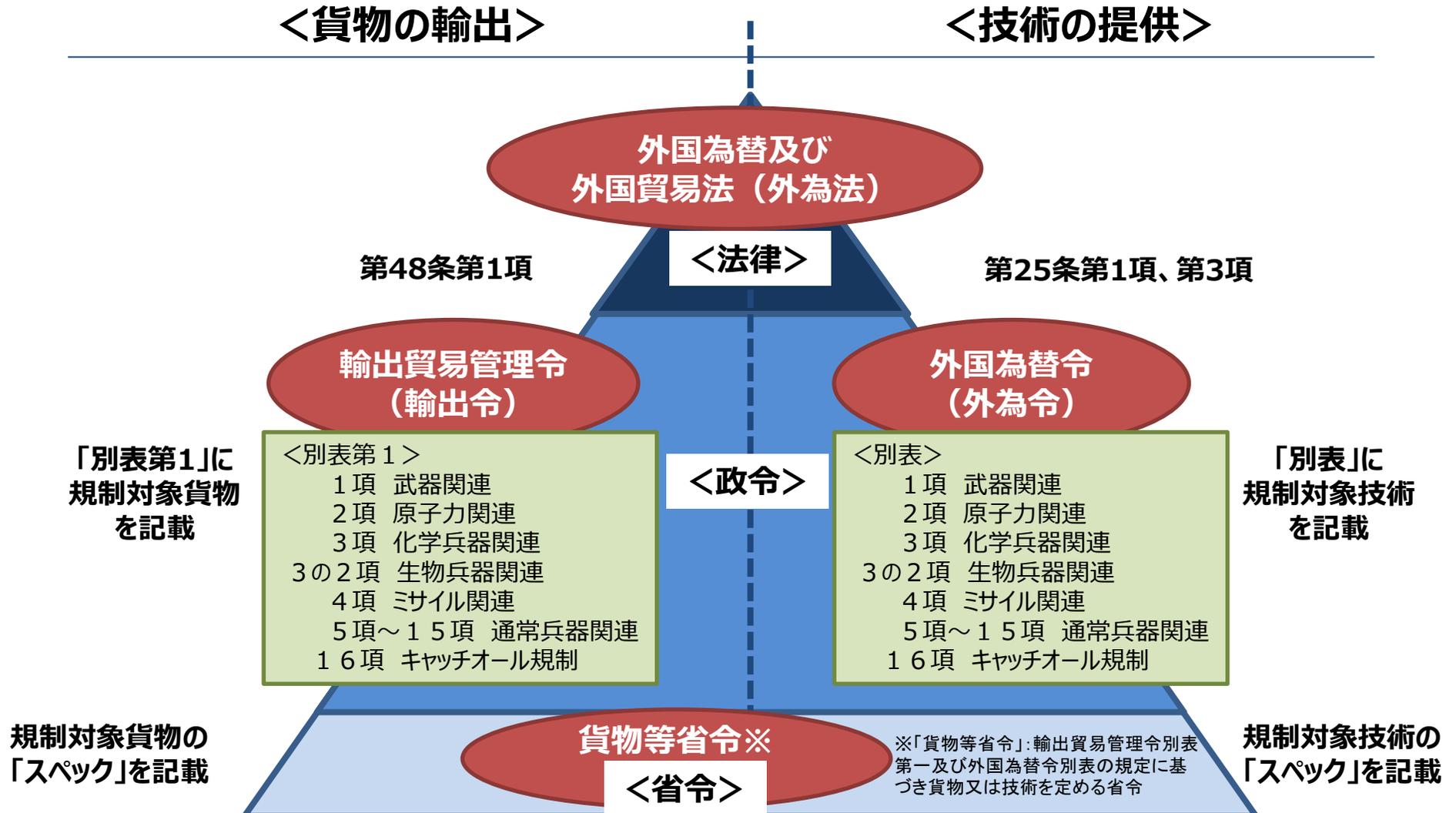
国際輸出管理レジームの概要



② - 1 制度の内容について

安全保障貿易管理制度の全体像

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可制となっている。



◆ 輸出令別表第1等中の解釈を要する語について、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)に記載。

リスト規制とキャッチオール規制の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・・・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記（A）を除く全地域	下記（B）の国	下記（A）及び（B）を除く全ての国（C）
と許 なる が 必要 要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

規制対象の取引：貨物の輸出と技術の提供

—日本—

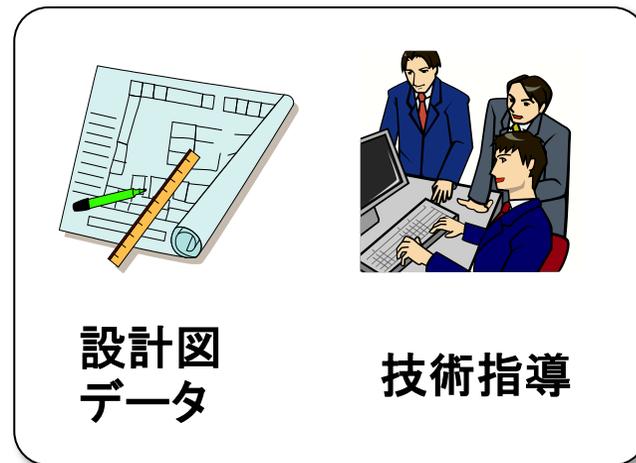
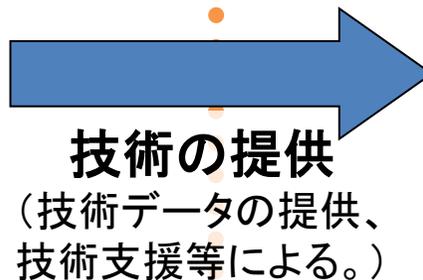
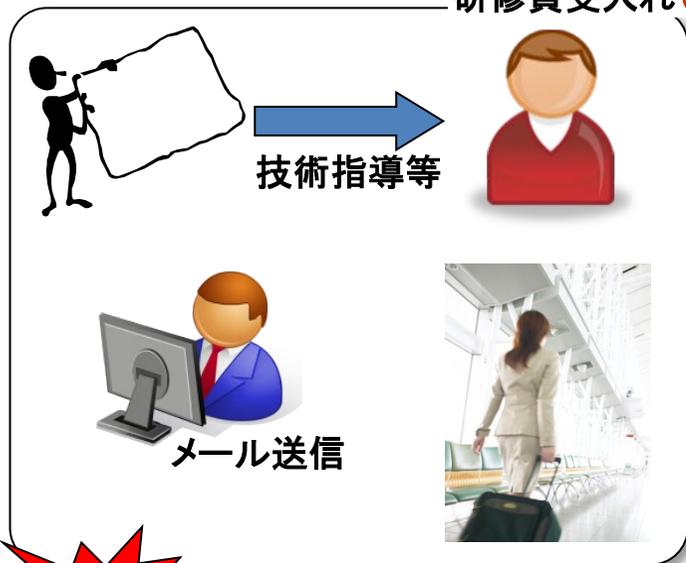
—外国—



注意 ハンドキャリーでの持ち出しも輸出



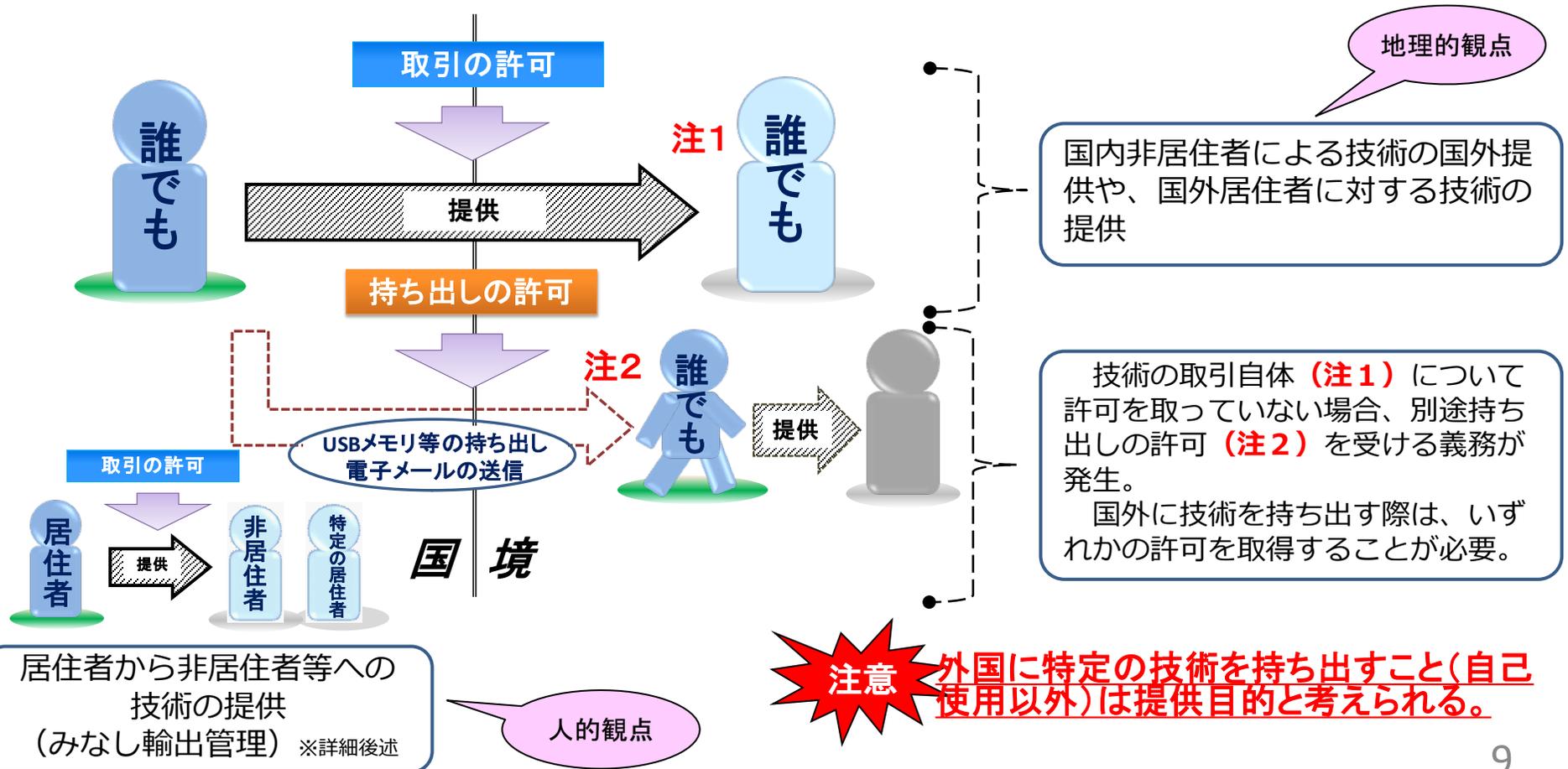
研修員受入れ(非居住者等)



注意 技術取引は日本国内においても発生する可能性あり!

技術取引に対する規制：対象行為

特定の技術を①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引（人的観点）、②外国において提供することを目的とする取引（地理的観点）、これら取引に係る規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為、を行う場合に許可が必要。



技術取引に対する規制：対象内容（種類）

リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等

すべての製造工程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術

規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意

非該当貨物の製造技術(はみ出し技術)でも規制されることがある。

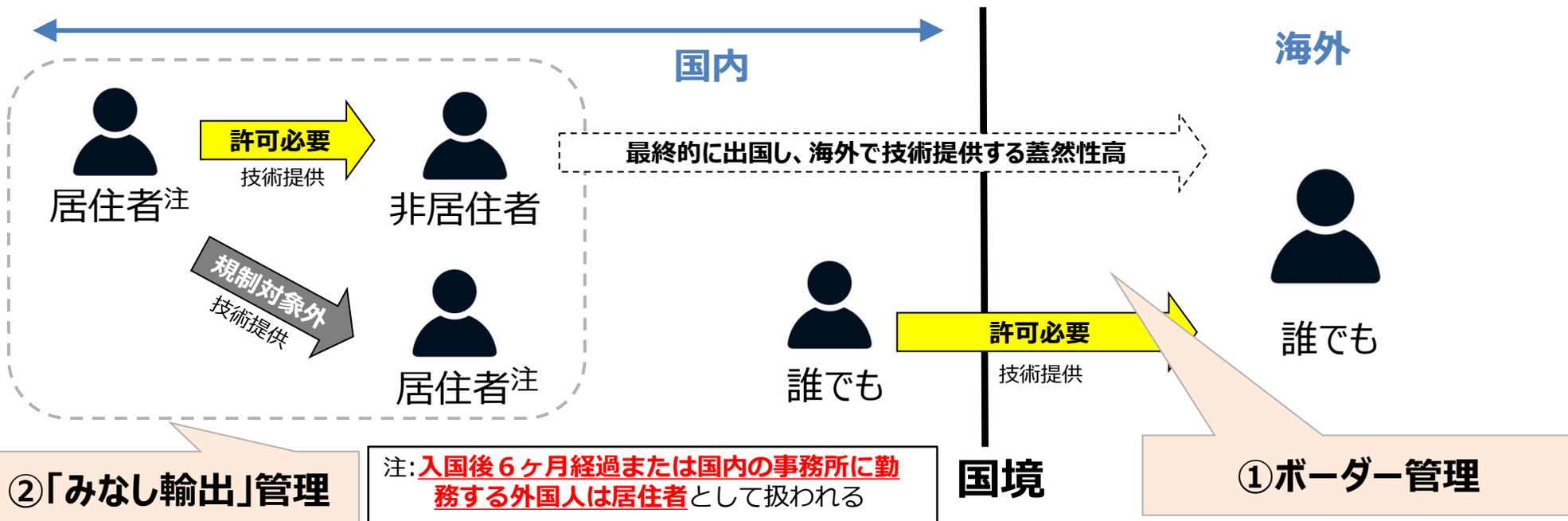
<提供の形態>

- | | |
|-------|--|
| 技術データ | → 文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など
注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある |
| 技術支援 | → 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど |

② - 2 みなし輸出管理の制度の内容について

運用明確化前の「みなし輸出」管理の概要

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）
 - ① 国境を越える技術提供（ボーダー管理）
 - ② 国内において、最終的に出国する蓋然性が高い非居住者への技術提供（「みなし輸出」管理）
- 入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし輸出」管理の対象外



居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所
その他の事務所
- ③日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

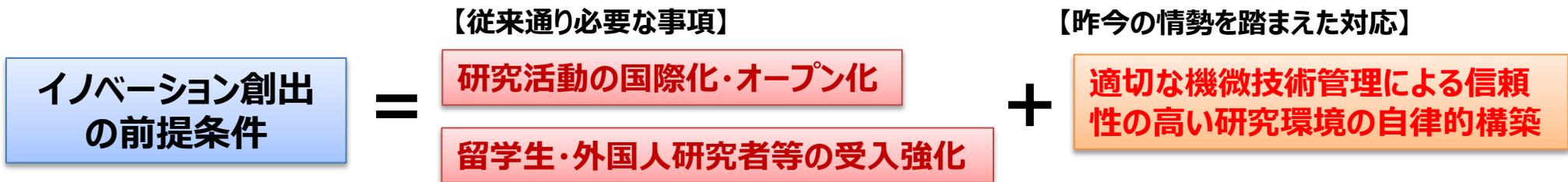
その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について（抄）」より

(参考) みなし輸出管理の運用明確化の背景について

イノベーション創出のための適切な機微技術管理の重要性の高まり

- 研究活動の国際化・オープン化や、優秀な留学生や外国人研究者等の受け入れ推進は、多様な人材によるイノベーションを創出する前提条件。
- 近年、経済社会のデジタル化、エマージング技術の安全保障への活用拡大、軍民融合戦略が及ぼす脅威を受け、人を介した機微技術の流出懸念が高まる中、国際的にアカデミアの利益相反管理制度が高度化。
- こうした情勢を踏まえ、適切な機微技術管理は、我が国の大学・研究機関が国際的な先端研究ネットワークに参加し続ける上での必要条件であり、国際的な研究活動を促進しイノベーションを創出する要件。



(参考) 統合イノベーション戦略2021『安全・安心確保のための「知る」「育てる」「生かす」「守る」取組』実施状況・現状分析【抜粋】(本文45p)

- 信頼性の高い研究・事業環境を自発的に構築することは、国際的な先端研究ネットワークに参加し、多様な人材によるイノベーションを創出し続けるための前提条件であり、大学・研究機関・中小企業を含む企業等が法令を遵守し、留学生・外国人研究者等の受け入れや共同研究等における技術流出の未然防止、リスク低減のための措置に取り組むことが重要。

(参考) 政策提言「米国大学が行うハイリスクパートナーリング管理の実態と日本の大学への示唆」【抜粋】(東京大学渡部俊也教授)

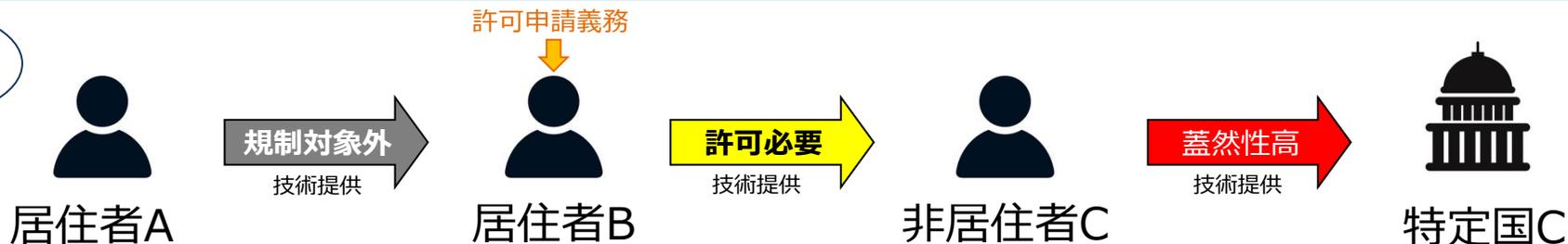
- 情報や知財の流出リスクに加え、そのようなリスクがあるとみられている企業との連携を行うことに対するレピュテーションリスクの観点から、ハーバード大学を含む米国有力大学では、(連携することによるリスクが高い)ハイリスクパートナーリングへの対応として、法令遵守に加えて、コンプライアンス機関の評価を受け許可を求める等といったリスクを低減させるための管理を行っている。
- 米国大学が、(輸出管理対象のエマテックへの拡大等といった)NDAAによる規制強化に対応する場合、日本の大学と米国大学との研究協力や情報共有などにも影響を及ぼしえる。米国大学並みのリスク管理が行われていない大学とは、従前のような米国大学や研究機関との非公知研究情報の共有が難しくなり、連携に支障が生じる可能性がある。

「みなし輸出」管理の運用明確化

昨年11月18日公布、本年5月1日施行

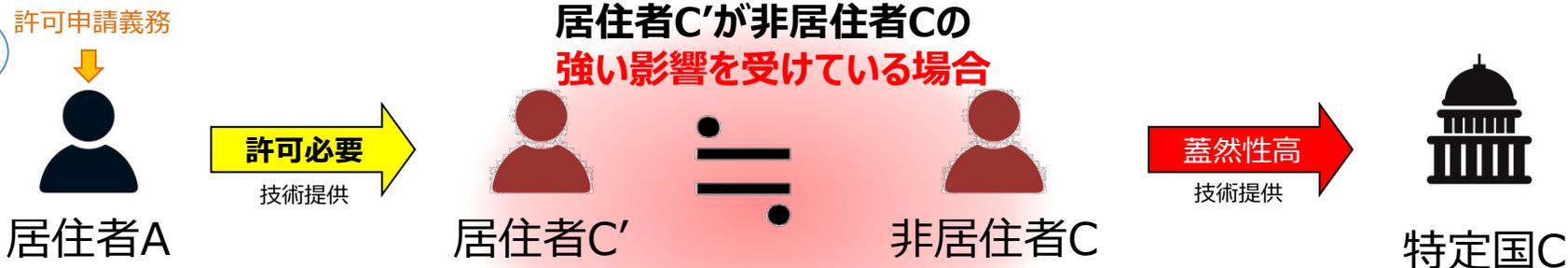
- 「**特定国の非居住者に提供することを目的とした取引**」について、**居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一**と考えられるほどに当該非居住者から**強い影響を受けている状態（特定類型）**に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化する。

従来



制度見直し

見直し後



- ① 外国政府や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

(参考) 3つの類型の規定ぶり

- ① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」といい、外国法人等と合わせて「外国法人及び外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人及び外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人及び外国政府等に対して善管注意義務を負う者

※1 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人及び外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が当該外国法人及び外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人及び外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意されている場合を除く。

※2 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有するもの又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有されるもの（以下「グループ外国法人等」という。）に限る。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合を除く。

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者又は得ることを約している者

※「多額の金銭その他の重大な利益」とは、金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち[25]%以上を占める金銭その他の利益をいう。

- ③ 本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

「みなし輸出」 管理の対象となる居住者の類型

- 以下の特定類型に該当する居住者への技術の提供については、みなし輸出管理の対象。
- あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を類型的にまとめたものであり、**特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。**



類型①

契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者への提供

例①：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）**と兼業している**日本の企業の従業員への提供

例②：グループ会社以外の**外国企業**（× 外資系企業）**の取締役・監査役に就任**している日本の企業の実務取締役・監査役への提供



類型②

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

例①：**外国政府から留学資金の提供を受けている**学生への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し**、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



類型③

上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者への提供

(参考) 特定類型該当性の判断に係るガイドライン

- 特定類型の該当性の確認は、受領者が提供者の指揮命令下にあるか否かで異なる。
- 以下の類型に沿って確認を行うことで、取引の相手方となる居住者が特定類型に該当するか否かにつき、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。

	受領者が提供者の 指揮命令下でない	受領者が提供者の 指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、 通常果たすべき注意義務を履行している と解される <u><採用時></u> 自己申告による確認 ※改正役務通達の施行時点ですでに採用している場合は不要 <u><勤務時></u> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則において、副業行為等の利益相反行為が禁止・申告制になっている場合を含む	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかな場合 →漫然と技術提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していない と解される		

③ リスト規制について

リスト規制とは

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**
- 全地域向けが対象  **注意** 用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注)貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

(参考) リスト規制一覽①

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ウツト・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ウツト・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ウツト・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ウツト・UAV用熱電池
(5)	指向性工兵用兵器等	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動工兵用兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ウツト・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ウツト・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ウツト搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ウツト・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防網他	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	るつぼ	(3)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ウツト設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	ハフニウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	リチウム	3の2 生物兵器		(26)	ウツト・UAV用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	ファイラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウラン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ゼイトル・粉末金属製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(15)	ポリリガノラン・ポリリガノン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(16)	ビスレイミド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(18)	アリリアゲ・アリリアム・成型品等
		(44)	中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニオン他
			遠隔操作のマニピュレーター				

* **【改正】** は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

(参考) リスト規制一覧②

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	Alミカ・ガリウム他の有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等		燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(21)	燐・砒素・アリンの水素化合物	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(22)	炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	(23)	多結晶の基板	8 電子計算機		(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(9の2)	水中検知装置	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(10)	重力計・重力勾配計	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11)	レーダー等	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(12)	光反射率測定装置他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(13)	重力計製造装置・校正装置	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	11 航法装置		(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(1)	加速度計等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(2)	ジャイロスコープ等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	15 機微品目	
(8の2)	シリスタ・デバイス・シリスタ・モジュール	(9)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	(1)から(4)の2)までの試験・製造装置他	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	12 海洋関連		(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(1)	潜水艇	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(2)	船舶の部分品・附属装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(3)	水中回収装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(4)	水中用の照明装置	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(5)	水中ロボット	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(6)	密閉動力装置	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(7)	回流水槽	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(8)	浮力材	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	13 推進装置		(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具		ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、
(16)	半導体製造装置等			(10)	妨害用水中音響装置	(10)	複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

* 【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

リスト規制の注意点

1. **複数の項目**によって規制される場合がある！

例1 炭素繊維



遠心分離機¹の材料、ミサイル材料、通常兵器の材料として規制！
(2項(17)、4項(15)、5項(18)、13項(3)など)

例2 工作機械



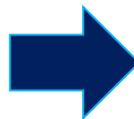
核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウエハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の両方の項番で規制。

リスト規制の注意点（続き）

2. **最新の規制リスト**を参照する！（原則毎年、部分的に改正）



➡ 最新のリスト改正は**2021年12月15日**施行

3. **部分品、附属品**にも注意！



**輸出時点における規制
リストの参照が必要！**

➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、**一般的に使用されている名称が
リスト記載されていない**場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)からの電波を受信する装置であって、

次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

④ キャッチオール規制について

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く。)

特に注意; **懸念の強い貨物例**(参考1) 41品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している輸出令別表第3の地域を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**



用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

① **用途要件** (使用目的)

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件** (顧客)

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か

✓ 外国ユーザーリスト(参考3)掲載の企業・組織か否か

(参考 1) 大量破壊兵器の開発等に用いられおそれの強い貨物例 令和3年12月15日時点

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル (T B P)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	核兵器
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	
21. T I G溶接機、電子ビーム溶接機	
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	

品目	懸念される用途
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
30. クレーン車	生物兵器
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	ミサイル、化学兵器
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (U A V) (娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. U A Vに搭載するよう設計された噴霧器	
41. N-(1-フェニル-4-ヒドロキシ)プロピオンアミド (別名フェンタニル) (437-38-7), N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メキシメチル)-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名アルフェンタニル) (71195-58-9), メチル=1-フェニル-4-(N-フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボキシレート (別名カルフェンタニル) (59708-52-0), 1-(2-メキシカルボニルエチル)-4-(フェニルプロピオンアミド)ヒドロキシ-4-カルボン酸メチルエステル (別名レミフェンタニル) (132875-61-7), N-[4-(メキシメチル)-1-[2-(2-チエンル)エチル]-4-ヒドロキシ]プロピオンアミド (別名スフェンタニル) (56030-54-7)	化学兵器

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。
2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル) と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～ 令和3年12月15日時点

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う！

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器	1 3. 塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器	1 4. チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器	1 5. ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	生物兵器	1 6. チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)		1 7. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス		1 8. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
7. バッチ式遠心分離機	化学兵器	1 9. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
8. 発酵槽	生物兵器	2 0. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（11. を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔		2 1. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他	
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	化学兵器		
11. 真空ポンプ又はその部分品	生物兵器		
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器		

(注)3. ～5. 及び21. の()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3) 外国ユーザーリスト

～令和4年3月10日改正～

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかなる場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	18
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	222
インド	3
エジプト	2
北朝鮮	144
シリア	19
台湾	3
中国	86
パキスタン	79
香港	10
レバノン	9
ロシア	10
合計	610

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Base • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> • FOUNDATION FOR CONSTRUCTION; • NATION BUILDING; • RECONSTRUCTION FOUNDATION; • RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY; • RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH; • UMMAH TAMEER I-NAU; • UMMAH TAMIR E-NAU; • UMMAH TAMIR I-NAU; • UMMAT TAMIR E-NAU; • UMMAT TAMIR-I-PAU; 	核 N
609	イエメン Republic of Yemen.	Houthi		ミサイル M
610	イエメン Republic of Yemen.	Al-Swari Trading and Import Co.	<ul style="list-style-type: none"> • Alswari Trading & Import Co • Al-Swari Group for Rubber Manufacturing • Hashem Brothers for International Trading 	ミサイル M

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く) 懸念の強い貨物例 (参考) 34品目	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)
対象地域	国連武器禁輸国・地域 ^{注1}	一般国 ^{注2}
許可が必要となる要件		
(1) <u>経済産業省による判断</u>	インフォーム要件 輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合	インフォーム要件
(2) <u>輸出者による判断</u>	客観要件 (用途要件のみ) 輸入先等において、通常兵器 ^{注3} の開発等に用いられるか否か	注意 用途に懸念があると思われる場合には、前広に経産省に相談！

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2) **輸出令別表第3及び国連武器禁輸国・地域以外の全ての国**

注3) **通常兵器**：大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 令和3年12月11日時点

品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器
2. 焼結磁石	
3. 2.に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル) 又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維	
6. 軸受又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)	
8. 二次セル	
9. 波形記憶装置	
10. 電子部品実装ロボット	
11. 電子計算機又はその部分品	
12. 伝送通信装置又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ	
14. 通信妨害装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置	
17. センサー用の光ファイバー	
18. レーザー発信器又はその部分品	

品目	懸念される用途
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	
21. レーダー又はその部分品	
22. 加速度計又はその部分品	
23. ジャイロスコープ又はその部分品	
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは経路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
30. ロケット推進装置又はその部分品	
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
32. 航空機又はその部分品	
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	

⑤ 輸出者等遵守基準について

輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、**業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定。（平成22年4月施行）**
- **安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）を扱う輸出者等は、以下のI及びIIの基準を遵守する必要。**リスト規制品等を扱わない場合はIのみを遵守。
- **安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生している中、一層の体制整備を図るため、一部改正を令和4年5月に施行。**

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

II リスト規制品の輸出等の遵守基準

I 輸出者等の遵守基準

I 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

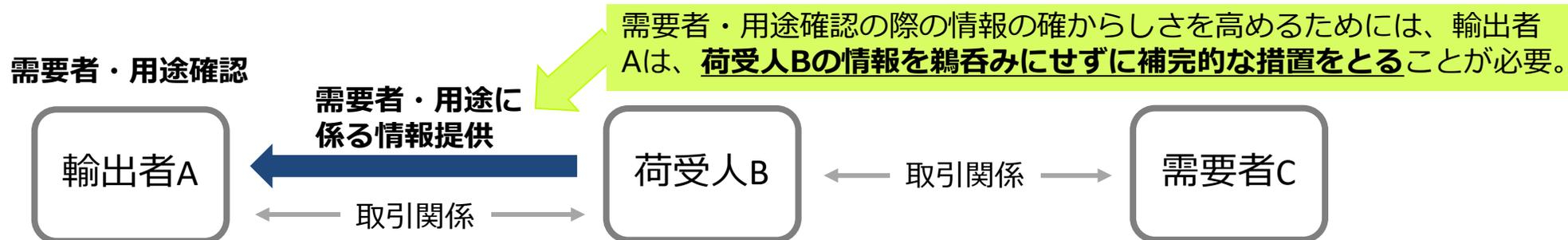
- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。 ※赤字は5/1施行部分
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び**需要者等の確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。**需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。**
- ※「みなし輸出管理の運用明確化」に伴って実施する必要のある「特定類型該当性の確認」は、需要者等の確認行為に位置づけられている。
- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ **子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。**
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずること。33

直近の輸出者等遵守基準を定める省令の改正の概要

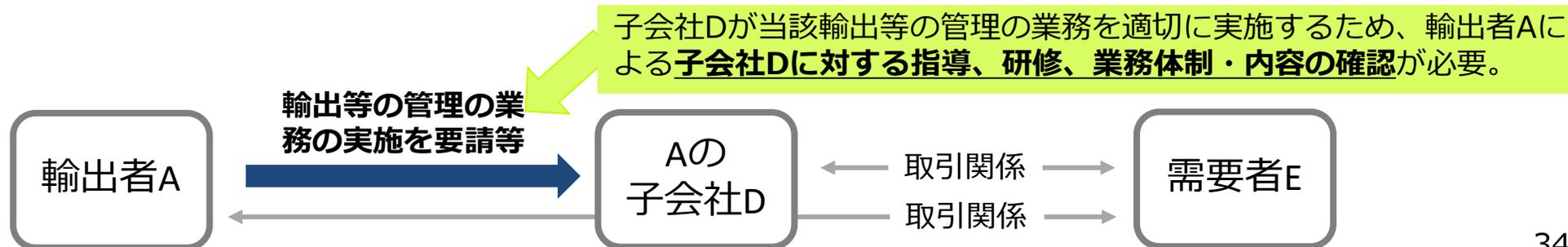
- 昨今の安全保障環境下において**安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生している中、安全保障貿易管理体制の一層の整備を通じて、不正輸出等の未然防止を図ることが重要。**このため、**令和4年5月1日（公布は令和3年11月18日）、輸出者等遵守基準省令を改正し、施行。**

(具体的には以下の対応が必要)

- ✓ 需要者等の確認を適切に実施すること、その際には**需要者以外から間接的に取得した情報を鵜呑みにすることなく、確認を行うこと。**



- ✓ 安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社（**海外子会社を含む。**）がいる場合、当該子会社に対する安全保障貿易管理に係る指導等を行うこと。



省令改正事項の具体的な内容

- 安全保障上機微な貨物を業として扱う輸出者等に対して、以下の事項を求める。
- ① 需要者等の確認を求めるとともに、需要者以外から用途及び需要者の確認を行うに当たり必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うこと。
- ② 子会社が安全保障上の機微な貨物の輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。

①について

「信頼性を高める手続」の具体的な内容：

- ✓ 公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）
- ✓ 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- ✓ 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- ✓ 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引内容に盛り込むこと 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

②について

「指導等」の具体的な内容：

- ✓ 指導とは、最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（改善指導を含む。）
- ✓ 研修とは、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修
- ✓ 業務体制及び内容の確認とは、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社の実施した監査等の結果の検査・確認 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

※子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社。海外子会社を含む。）が輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合、当該子会社は対象外（一方で、例えば、用途確認のための事前審査を子会社が実施している場合、当該子会社は対象。）

⑥ 外為法に基づく輸出等の許可申請について

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する貨物の輸出や技術の提供をする際には、
事前に許可を取得する必要！

1. **リスト規制に該当するか否かを確認！** ～該非判定～
2. リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認！
 - ① **大量破壊兵器等キャッチオール規制（補完的輸出規制）**
→ **用途や需要者に懸念があるか否か**
 - ② **通常兵器キャッチオール規制（補完的輸出規制）**
→ **用途に懸念があるか否か**

➤ 上記1. 又は2. に該当する場合、電子申請により輸出許可申請を行う。

（一部電子申請に対応していない手続きを除く。）

➤ 上記1. 及び2. のいずれにも該当しない場合、許可申請は不要。（ただし、インフォームを受けた場合は、許可申請が必要。）

➤ **2022年7月1日以降、紙での申請不可能。**



➤ 電子申請を行うには**事前手続が必要**になる。**利用申込から事前手続完了まで3～4週間必要。**

申請窓口と提出書類

「安全保障貿易管理HP (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)」に一覧を掲載

- ✓ 提出書類（A～F）をクリックすると それぞれ必要となる資料が表示。
- ✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

※キャッチオール規制に基づく許可申請の窓口は、経済産業省（本省）安全保障貿易審査課！

※キャッチオール規制に基づく許可申請が必要となる場合も個別申請が必要。迷ったら事前相談を！

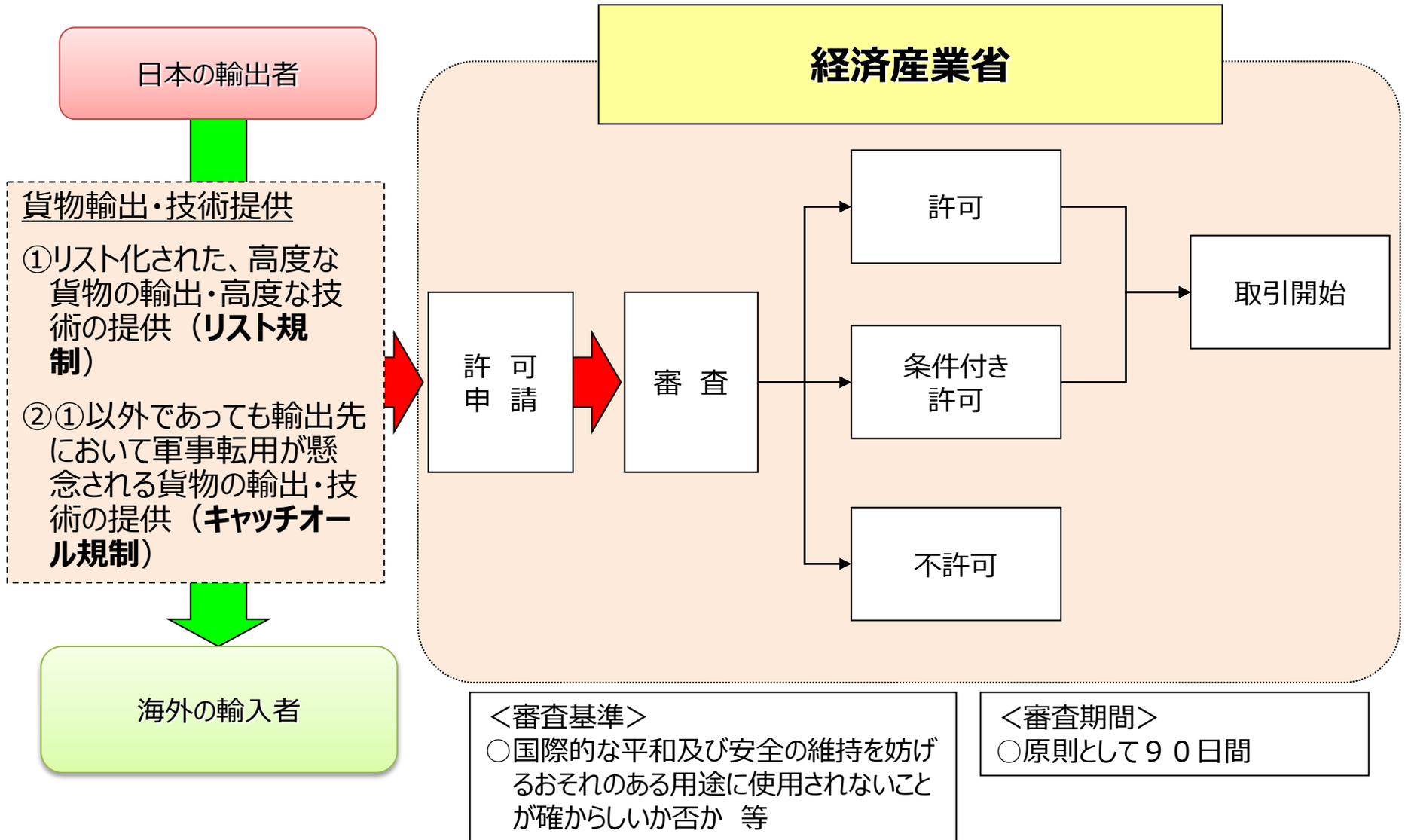


該当項番と仕向地によって、
 ①経済産業省（本省） 安全保障貿易審査課
 ②各地の経済産業局又は通商事務所
 のいずれかが申請窓口。

申請書類・窓口一覧（貨物）

輸出令別表第1の該当項番		仕向地	提出書類	申請窓口
3項(2) (3) 全ての貨物	3項(2) 又は (3)	い地域①	A	経済産業局
		は地域①	B1	経済産業局
		に地域①	D5	本省
3の2項	3の2項	い地域①	A	経済産業局
	3の2項	は地域①	B1	経済産業局
3の2項				

貨物輸出・技術提供許可の審査フローチャート



※ 許可を得て輸出した後、需要者等にて貨物・技術の不正使用が発覚した場合には経済産業省に連絡を39

⑦ 違反に対する罰則等について

違法輸出に対する罰則

規制対象となる物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

- 最大
- ・ 10年以下の懲役
 - ・ 10億円以下の罰金(法人の場合)
 - ・ 3千万円以下の罰金(個人の場合)

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が上記罰金額を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止
- ・ 別会社の担当役員等への就任禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告



注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書(原則非公表)等対応もある。

最近の主な違反事例（重大違反）

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備考
令和2年11月12日（判決） 代表者に懲役2年（執行猶予4年）、罰金1,000万円 令和3年7月9日（行政処分） ①代表者A：11か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ②代表者B、法人：2か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維製造装置の部分品（4項（10）） 中国 	
平成30年1月22日（略式命令）： 個人に対し罰金100万円 平成30年4月24日（行政処分）：3ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 赤外線カメラ(10項(2)(4)(7)) 中国 	
平成29年7月25日（行政処分）3ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 誘導炉(2項(13)) イラン等 	
平成27年6月15日（略式命令）： 元社員に対し罰金100万円、法人に対し罰金100万円 平成28年1月20日（行政処分）：4ヵ月：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 炭素繊維(2項(17)) 中国 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国迂回
平成23年3月25日（判決）： 代表取締役に1年6ヶ月（執行猶予3年）、法人に対し罰金120万円 平成23年7月20日（行政処分）：1年1ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> パワーショベル 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反（インフォーム無視） 中国迂回
平成21年11月5日（判決）： 社長に懲役2年（執行猶予4年）、法人に対し罰金600万円 平成22年6月18日（行政処分）：7ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 磁気測定装置他 ミャンマー 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反（インフォーム無視） マレーシア迂回
平成21年8月7日（判決）： 社長に懲役3年（執行猶予4年）、法人に対し罰金500万円 平成22年1月19日（行政処分）：1年4ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 大型タンクローリー 他 北朝鮮 	<ul style="list-style-type: none"> キャッチオール違反（インフォーム無視） 韓国迂回
平成21年7月16日（判決）： 社員ら4名に懲役1～2年6ヶ月（執行猶予3年） 法人に対し罰金4,700万円 平成21年8月14日（行政処分）：5ヶ月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械(2項(12)) 韓国等 	測定データを改ざん（性能を低く偽り非該当品として輸出）

最近の主な違反原因の例

違反事例

該当貨物であることは認識していたが、納期が迫っていたため、担当者の判断で無許可で輸出してしまった。

複数回に分けて船積みすれば、少額特例が適用できるのでは？

許可を取得して該当品を輸出した。不具合により返送されたため、修理後、修理特例を適用して再輸出したが、先方の要請により当初輸出先と異なる先に輸出した。

包括許可マトリクス表を読み違い、特別一般包括を適用してしまった。

違反防止のポイント

契約書に許可取得の発効条件を盛り込むとともに、輸出管理体制を構築することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等に基づき判断することが必要。

故意の脱法行為は重大な違反。

修理特例を適用するためには、再輸出先は、許可を得た当初の輸出先であることが必要。

再輸出先が異なる場合は、改めて許可が必要。

輸出管理体制を再構築し、組織内での取引審査を含めた適切な審査が必要。

ダブルチェック体制が必要。

(参考) 違反事例

「他者判定の鵜呑み」「非該当との思い込み」が原因の例		
★メーカーが非該当と判断しているのだから、許可なしで輸出していいのでは？	<ul style="list-style-type: none"> 輸出する全ての貨物等について、該非判定書及びその添付資料等の確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出の責任は輸出者にあり、メーカーの判断を鵜呑みにせず、自身での再確認が必要。
★以前同じものを輸出したときは非該当だったから、今回も非該当なのでは？	<ul style="list-style-type: none"> 該非判定をする際は、輸出時期を念頭に置き、最新の規制内容に基づいて行うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正是毎年行われている。
★従来品（非該当）が生産中止のため、代替品を発注・輸出したが、当然非該当では？	<ul style="list-style-type: none"> メーカーから該非判定書を入手し、社内での再確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 代替品は、スペックが異なる可能性があるため、最新の該非判定書の入手が必要。
★本体が非該当であれば、部品も非該当になると思ひ込み、輸出をしてしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 本体が非該当の場合でも、部品も該非判定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 組込部品が該当となる場合あり、外為法の正しい理解が必要。
★貨物が非該当であれば、プログラムも非該当なのでは？	<ul style="list-style-type: none"> 貨物とプログラム（役務）はそれぞれについて、該非判定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 貨物は輸出令、役務は外為令で規制されている。
★海外の親会社が閲覧可能なクラウド環境で該当プログラムを提供してしまった。	<ul style="list-style-type: none"> クラウド環境でも該非判定が必要であり、社内教育によりその旨周知が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> クラウド環境での提供が役務提供に当たるとの認識がなかった。
★デモ機の貸出しは該非判定不要と思ひ込んでしまった。	<ul style="list-style-type: none"> デモ機の貸出しでも輸出に当たることから該非判定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> デモ機の貸出しが輸出に当たるとの認識がなかった。
「法令の誤解釈」「法認識欠如」が原因の例		
★非該当の装置を部分品とともに輸出する際、部分品の価格が装置の10%未満の場合、特例により部分品も一律非該当と思ひ込んでしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 部分品特例が記載された運用通達に従って、厳格な確認を行い、特例が適用できない場合には、該非判定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 部分品特例は、本体の主要な要素となっていない又は分離しがたい場合等に限定。
★2項該当貨物のサンプル出荷品について、少額特例が適用できると思ひ込んでしまった。	<ul style="list-style-type: none"> 特例適用の可否について、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 少額特例は、1～4項の貨物には適用されない。
★輸入した機器の故障修理のための返送なら、輸出許可が不要なのでは？	<ul style="list-style-type: none"> 修理のための返送や不良品の返品でも輸出許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 返品でも輸出許可の対象となる。修理特例との違いに注意。
★輸出を行った社員に外為法の知識が無く、当該貨物を非該当として輸出した。	<ul style="list-style-type: none"> 外為法の研修や説明会を社員に行い、貿易管理への理解を深めることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 社員の貿易管理の知識不足が、会社の損失を招く。
★メーカーから該非判定書を入手したが、リスト規制に該当しても、用途・需要者に懸念が無ければ、許可不要では？	<ul style="list-style-type: none"> リスト規制に該当した場合は、用途・需要者にかかわらず、許可申請が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 該非判定の手続を定め、社内教育を行い、周知・実施することが必要。

(参考) 違反事例

違反事例	違反防止のポイント	備考
「体制未整備」「形骸化」「出荷誤り」が原因の例		
★メーカーから該非判定書を入手したが、許可申請の方法が分からず放置し、輸出してしまった。	• 輸出管理体制が未整備のため、輸出者等遵守基準を網羅したCPを整備し、輸出に当たっては、CPに基づく手続が必要。	• 安全保障貿易管理説明会等を通じて制度を理解し、社内周知を行うことが必要。
★輸出許可申請が必要な場合は、通関業者から何らかの指示があるものと思っていた。		• 該非判定は輸出者の義務であり、メーカーから連絡が無い場合でも確認することが必要。
★輸送業者に該当品を保管させ、許可申請の手続中に、輸送業者が誤って出荷してしまった。	• 出荷時には、該非判定、取引審査や許可証の取得が完了していることを確認の上、貨物等の同一性を確認する体制が必要。	• 出荷の確認は、違反の未然防止の最終関門。
★包括許可証が使用できない地域への技術提供に、包括を誤って適用してしまった。	• 取引審査において、包括許可の適用範囲を重層的に確認する体制が必要。	• 輸出管理体制が形骸化したことにより、古いマトリックス表で判断した。
★輸出管理体制が存在せず、許可申請の要否は通関業者任せであった。	• 輸出等を行う貨物や技術について、該非確認に係る手続を定めることが必要。	• 中小企業等アウトリーチ事業を活用し、輸出管理体制を構築。
★許可条件違反	• 特一包括を使用してグループA向けにその他の軍用途に用いられる貨物を輸出する場合、事後報告が必要。	• 安全保障の観点から、許可条件を付しており、履行されない場合には安保リスク大。
★リスト改正を踏まえ、システム変更を行ったが、適用日までに改修が間に合わなかった。	• 効率的に該非を判断するため、製品開発時後、即座に該非判定を行うことは良いが、政省令開発時には即座にそのリストを見直す体制・手続を定めておくことが必要。	• 規制内容が変更された時には、該非判定の見直しが必要、リスト改正は毎年行われている。
★1項該当のピクリン酸の輸出の際、通達改正が理解できず、「火薬類」とは「火取法」で定める火薬類と思い込み、非該当として輸出してしまった。	• 通達改正が理解できない場合や、既存製品の該非判定に疑義が生じた場合は、経産省等に確認を行うことが必要。	• 「火薬類」とは、火取法対象外の火薬類も含まれる。
★2項及び4項で該非判定が必要な貨物を、2項のみで該非判定を行い、非該当と判定してしまった。	• 該非判定は、ダブルチェック体制を講じるなどして、厳格な確認が必要。	• リスト規制は、複数の項番に該当する可能性がある。
★仲介貿易で移転した貨物の修理の場合には、規制の対象外なのでは？	• 修理の場合であっても三国間の取引要件を満たす場合には、仲介貿易規制の対象であることを理解することが必要。	• 仲介貿易は役務取引規制。